令和8年度 築上町緊急干害対策事業補助金

＼ 日照り・水不足でお困りの農家さんへ ／

⚠ ポンプによる取水の経費を 半額補助 します！

※上限20万円

チェック あなたは対象ですか？ ご確認ください

- ✓ **農家さん（個人・法人）**
  築上町内の農地で、お米や野菜・果物などを**「販売目的」**で作っている方
- ✓ **農業関係団体**
  築上町内の**水利組合**などの農業関係団体

※ 他の補助金を受けている場合や、暴力団関係者は対象外となります。

対象となる費用

- **備品等の購入費・リース料**
  （水中・給水ポンプ、発電機、送水ホース 等）
- **燃料費・電気代**
  （ポンプや発電機のガソリン代、軽油代、電気引込費）

【対象期間】 令和8年7月8日(水) ～
対策本部が解散するまでに購入・給油したもの

補助される金額

対象経費の
1／2（半額）
を補助します

上限額：最大 20 万円 まで
（※1,000円未満の端数は切り捨て）

申請に必要な書類（役場へ提出するもの）

1. **補助金交付申請書**
   （役場 産業課窓口にてお渡しします）
2. **領収書やレシートのコピー**
   （購入日・品名・金額がわかるもの）
3. **カタログのコピー等**
   （購入機器の製品概要がわかるもの）
4. **農産物の販売証明書**
   （出荷明細、売上表、出荷伝票 等）

必須 **お振込先の口座確認書類：** 申請時に通帳またはキャッシュカードのコピーをお持ちください。

申請の手続き・ながれ

STEP 1
機器の購入・給油
ポンプ等の購入・給油を行い、領収書を受け取る
※領収書を必ず保管！
（領収書がない場合はご相談ください）

STEP 2
役場窓口へ直接提出
必要書類を揃えて役場産業課の窓口へ持参
【締切】 令和8年12月25日(金)

STEP 3
決定・お振り込み
決定通知受領後、請求書を提出し指定口座へ入金
指定口座へ直接お振り込み

【お問い合わせ・申請書の提出窓口】
築上町役場 産業課 農業振興係
受付時間： 平日 8:30 ～ 17:00 （役場窓口での直接提出をお願いいたします）
お気軽にご相談ください
0930-56-0300